

議員提出議案第 3 号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により別紙のとおり意見書を提出する。

令和3年12月21日 提出

提 出 者

境港市議会 議員

岡 空 研 二

景 山 憲

安 田 共 子

米 村 一 三

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを求める意見書

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな要因の一つとなっている。加齢性難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が少なくなることが、脳の機能低下につながり、うつ病や認知症の危険因子となることも指摘されている。

日本の難聴者率は、欧米諸国と大差はないが、補聴器使用率が欧米諸国と比べて低いのは、補聴器の価格が片耳当たりおおむね3万円から20万円と高額であり、保険適用ではなく全額自費のため、高齢者にとって負担が大きいことが一因と考えられる。

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者のうち高度・重度難聴の場合は、補装具費支給制度により1割負担となり、中等度以下の場合は、購入後に医療費控除を受けられるものの、その対象者はわずかで、約9割が自費で購入している。

欧米諸国では補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも一部の自治体で高齢者の補聴器購入に対して補助を行っている。

補聴器の更なる普及で、高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものとする。

よって、国におかれては、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。